鳥取県防災会議委員を募集します

本県の防災対策の推進に当たり、広く県民の意見を採り入れるため、災害対策基本法第１５条第８号に基づく「鳥取県防災会議」の委員になっていただける方を公募します。

■募集人員　１名

■任　　期　任命の日から２年間

■委員の役割　鳥取県防災会議に出席し、鳥取県地域防災計画の修正案等に対してご意見をいただきます。

※鳥取県防災会議は年１回開催予定です。

■委員報酬等　日額１０，６００円及び会議出席のための旅費（実費）を支給します。

※委員報酬は、予算状況により変動することもあります。（上記は令和８年度日額）

■応募資格

応募することができる方は、次のすべての要件を満たす方とします。

①本県の地域特性を熟知し、自主防災組織を構成する者又は防災に関する学識・経験を有すること。

※この応募要件を満たす具体例は、学識経験者、自主防災組織の代表者、医師・看護師等医療関係者、民生委員・福祉施設職員等福祉関係者、災害ボランティア団体の代表者などになります。

②就任時点で満１８歳以上の方であること。

③鳥取県内在住であること。

④鳥取県の他の附属機関の委員に就任していないこと。

⑤会議に出席できること（各年度１回程度開催予定。平日開催）

⑥鳥取県暴力団排除条例（平成２３年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でないこと。

⑦国会議員又は鳥取県議会議員、鳥取県職員、市町村長、市町村議会議員のいずれにも該当しないこと。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで提出してください。

※応募用紙は、鳥取県危機管理政策課のＨＰからダウンロードできるほか、危機管理政策課（第２庁舎３階）、県民課（本庁舎）、東部庁舎、八頭庁舎、中・西部総合事務所に配架しています。

■募集期間

令和８年５月１２日から５月２６日まで　※必着

（持参の場合、閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時１５分の間受け付けます。）

■選考方法

応募資格を全て満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定します。

なお、選考結果については、応募者全員に郵送で通知します。

《応募・問合せ先》

〒680-8570　鳥取市東町一丁目２７１番地

鳥取県危機管理部危機管理政策課

電　　話：０８５７－２６－７８９２

ファクシミリ：０８５７－２６－８１３７

電子メール：kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

県ホームページURL:https://www.pref.tottori.lg.jp/31586.htm